

# 口座振替に関するQ & A

Q 1 保育料はいくらですか。

A 1 令和8年度からの保育料は月額3,570円です。  
長期休業日の延長保育料（長期休業日の平日午後1時以降の利用）は学年始め、学年末、冬季は各710円。  
夏季は3,570円です。  
きょうだいで同時にご利用の際は、2人目以降が半額となります。

Q 2 口座振替依頼書はどこに提出したらよいですか。添付書類は何が必要ですか。

A 2 口座振替依頼書は口座振替を希望される金融機関に直接提出してください。  
添付書類は、預貯金通帳などの預貯金口座番号がわかるもの。預貯金通帳に使用している印鑑です。

Q 3 口座振替ができる金融機関はどこですか。

A 3 口座振替ができる市の指定金融機関は、別紙「口座振替依頼書の記入方法」に記載しております。

Q 4 口座振替依頼書を金融機関に提出すれば、すぐに口座振替ができますか？

A 4 金融機関にもよりますが、1～2か月程度かかる場合がありますので、お早目に手続きをお願いします。口座振替の手続きが完了するまでの間は納付書で納付していただく必要があります。  
開始手続きが完了しますと、市子育て推進課から「口座振替の手続き完了のお知らせ」を送付いたします。

**Q 5 保育料の口座振替ができなかった場合はどうなりますか。**

**A 5 口座振替ができなかった場合、督促状と納付書を送付しますので、速やかに指定金融機関の窓口で納付してください。再振替は行いませんので、ご了承ください。**

**Q 6 口座振替を希望しない場合の保育料の納付方法はどのようになりますか。**

**A 6 口座振替を希望しない方には、納付書を送付しますので、指定金融機関の窓口で納付してください。**

**Q 7 保育料を滞納した場合はどうなりますか。**

**A 7 保育料の滞納が2ヶ月を超えますと、保育を解除することがあります。**

**Q 8 きょうだいで在級している場合は、口座振替依頼書は児童に対し1枚必要ですか。**

**A 8 きょうだいで在級している場合は、口座振替依頼書は1枚で良いです。**

**Q 9 毎年、口座振替依頼書を提出するようになりますか。**

**A 9 毎年提出する必要はありません。ただし、口座振替を行う金融機関を変更したい場合は再度提出する必要があります。**



Q 1 0 口座振替を行う金融機関を変更したい場合はどうすればよいですか。

A 1 0 口座振替依頼書に変更後の金融機関を記載し、口座振替される金融機関へ提出してください。

Q 1 1 学級費（おやつ代・教材費）の納付方法はどのようになりますか。

A 1 1 学級費は今までどおり各学級に現金で納付してください。

Q 1 2 振替日は毎月月末ですか？

A 1 2 振替日は毎月、月末です。4月分については、翌月末日で、5月分と一緒に振替いたします。

Q 1 3 延長保育料の振替日はいつですか。

A 1 3 学年始めは5月末日、夏季休業は8月末日、冬季休業は1月末日、学年末休業は3月末日です。

Q 1 4 延長保育料の申込みをしたが、実際の利用がなくても延長保育料は徴収されますか。

A 1 4 延長保育料の申込みをされた方は実際の利用がなくても学級に在籍があれば徴収になります。変更をされる方は下記期限までに「延長保育変更申込書」を学級に提出してください。

学年始め、学年末・・・1月末

夏季休業・・・6月末

冬季休業・・・11月末